

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北見有愛会（以下「当法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)常勤理事 理事のうち、当法人が運営する本部及び事業所等を主たる勤務場所とし、週5日以上勤務する者をいう。
- (2)非常勤理事 理事のうち、前号に掲げる常勤理事以外の者をいう。

(報酬)

第3条 常勤理事の報酬は、当該常勤理事の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表「役員基本給報酬表」に定める基準額を評議員会にて決定し、支給する。

2 翌年度の報酬額は、年度末に開催される評議員会において、当法人の業績と当該常勤理事の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

3 前2項に該当する常勤理事には、各年度の総額が15,000,000円を超えない範囲で、報酬を支給する。

4 理事長を除く常勤理事において、その者が当法人定款第22条に規定する職員を兼務する場合は、第1項に規定する報酬は支給せず、当法人の職員給与を支給する。

5 前項に該当する常勤理事には、各年度の総額が2,400,000円を超えない範囲で、常勤理事手当として1人当たり月額30,000円を支給する。

6 非常勤理事が招集に応じて会議等に出席したときは、各年度の総額が480,000円を超えない範囲で、1人当たり1日10,000円を報酬として支給する。

7 監事が招集に応じて会議等に出席したときは、各年度の総額が480,000円を超えない範囲で、1人当たり1日10,000円を報酬として支給する。

8 前2項に定める報酬は、同一の日に2種類以上の会議等に出席した場合には重複して支給しない。

(賞与)

第4条 常勤理事の賞与は、当法人職員給与規程第34条（賞与の支給）に準じて支給する。

(報酬の支給日及び支払方法)

第5条 第3条第1項に定める報酬の支給日及び支給方法は、当法人の職員給与規程に基づくものとする。

2 第3条第6項及び第7項に定める報酬は、その都度現金にて支払う。

3 理事長及び当法人定款第22条に規定する職員を兼務しない常勤理事に対して支給される報酬は、法令に基づき、その報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接又は当該常勤理事が指定する預金口座への振込により支払う。

4 当法人定款第22条に規定する職員を兼務する常勤理事に対して支給される第3条第5項の常勤理事手当は、当法人の職員給与規程に基づく給与支給日ならびに方法にて支払う。

(報酬の日割計算)

第6条 月の途中において、新たに役員等となった者、又は退任や解任されたときの当月分の報酬の額は日割計算によって支給する。この場合の計算方法は、当該月の日曜日及び土曜日以外の日数で除して得た額に、その者が役員等となった日からその末日に至るまでの日曜日及び土曜日以外の日の日数を乗じて得た額とする。ただし、役員等が死亡したときは、死亡の当月分の報酬は、その全額を支給する。

(退職金の支給)

第7条 退職金は、常勤理事が退職した場合（職務上の義務違反を理由とする解任により退職した場合を除く）にはその者に、常勤理事が死亡した場合はその遺族に支給する。

2 退職金の額は、別表「退職金支給係数」に当該常勤理事の退職時の月額報酬を乗じて得た額に基づき決定する。

3 理事長を除く常勤理事において、その者が当法人定款第22条に規定する職員を兼務する期間中は、前2項に定める退職金は支給しない。

(在任期間の計算)

第8条 在任期間の計算は、当該常勤理事が選任された日から起算する。

在任期間に1年未満の端数があるときは月割で計算し、1月未満の端数があるときは1月として計算する。

(再任の場合の取扱い)

第9条 常勤理事が任期満了の日の翌日において再任されたときは、その者の退職金の支給については引き続き在任したものとみなす。

(費用弁償)

第10条 役員等が職務のため、市の区域外に旅行したときは、費用弁償として当法人の旅費規程による旅費を支給する。

2 前項の費用弁償は、その都度現金にて支給する。

(改正)

第11条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、北見市長からの定款変更の許可のあった日から施行する。（令和3年7月6日許可）